

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(取締役である独立役員の確保)</u></p> <p>第445条の4 上場内国株券の発行者は、<u>取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない。</u></p>	<p><u>(独立役員の構成)</u></p> <p>第445条の4 上場内国株券の発行者は、<u>独立役員に取締役会における議決権を有している者が含まれていることの意義を踏まえ、独立役員を確保するよう努めるものとする。</u></p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年2月10日から施行する。</p>	